



# 佐賀県公報

平成20年  
5月16日  
(金曜日)  
第13050号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (五二・消防防災課) 一

### 公告

○土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 一

○県管杵島南部地区土地改良事業計画決定 ( ) 二

### 公布された規則のあらまし

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第五二号)

1 救助を必要とする者に支出することができる費用の限度額を改めることとした。(別表第一関係)

2 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定は、平成二十年四月一日から適用することとした。

### 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月十六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(平成三年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の(一)の項のイ中「100人1日当たり30,000円」を「1人1日当たり

300円」に改め、同表の(一)の項のイ中「2,342,000円」を「2,366,000円」に

改め、同表の(三)の項のイのイ中「17,200円」を「17,300円」に、「28,400円」

を「28,600円」に、「22,100円」を「22,300円」に、「36,700円」を「37,000円」

に、「32,600円」を「32,800円」に、「51,200円」を「51,600円」に、「39,000円」

を「39,300円」に、「60,100円」を「60,500円」に、「49,500円」を「49,800円」

に、「75,400円」を「75,900円」に、「1人につき7,200円」を「1人につき7,300円」

に、「10,300円」を「10,400円」に改め、同表の(二)のイ中「9,000円」を

「9,100円」に、「7,500円」を「7,600円」に、「11,900円」を「12,000円」に

「11,300円」を「11,400円」に、「16,800円」を「16,900円」に、「13,700円」を

「13,800円」に、「19,900円」を「20,000円」に、「17,400円」を「17,500円」に

「25,200円」を「25,400円」に改め、同表の(二)のイ中「500,000円」を「510,000円」

に改め、同表の(二)のイ中「137,000円」を「137,500円」に改め。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成20年5月16日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	香月 正	杵島郡白石町大字辺田560番地	平成20年4月17日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）杵島南部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成20年6月30日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成20年5月16日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）杵島南部地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年5月17日から平成20年6月13日まで

3 縦覧の場所

白石町役場

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古 川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社